

農地法 第 3 条 許可申請に係る提出（添付）書類

必要・・・○

場合により必要・・・△

<提出書類> 各 1 部

提出書類		書類取得方法	個人	法人	確認欄
1	許可申請書（記入例を参考に必要事項は全て記入してください）	農業委員会／各振興局／HP	○	○	
2	申請地の登記簿謄本の原本（6カ月以内のもので全部事項証明書）	法務局／法務局登記証明コーナー（市役所1階）	○	○	
3	申請地の位置及び付近の状況を表示する図面（住宅地図等）	住宅地図／インターネット地図等	○	○	
4	申請地の地籍図又は切絵図	法務局／税務課／各振興局	○	○	
5	【法人の場合】 ㊦ 法人登記簿謄本又は抄本 ㊧ 会社の定款（場合によれば寄附行為） 【農地所有適格法人の場合】 ㊨ 農地所有適格法人の適格要件申出書 【農地所有適格法人かつ農事組合法人または株式会社の場合】 ㊩ 組員名簿または株主名簿の写し	㊦ 法務局 法務局登記証明コーナー（市役所1階） ㊧ 各自 ㊨ 農業委員会 ㊩ 任意様式	×	○	
6	【登記簿謄本の所有者住所と譲渡人現住所が相違している場合】 ・戸籍附票 （住民票の前住所等で住所移転の経過が確認出来る場合は不要）	本籍地市町村の市民課	△	△	
7	【譲受人の住所が真庭市内でない場合】 ㊦ 譲受人の住民票（法人の場合不要） ㊧ 住所地の耕作証明書（経営農地が無い場合は不要）	㊦ 住所地の市民課 ㊧ 各市町村農業委員会	△	△	
8	【譲渡人の住所が真庭市内でない場合】 ・譲渡人の住民票（法人の場合不要）	住所地の市民課	△	×	
9	【使用貸借又は賃貸借の場合】 ・契約書の写し（任意様式）	任意様式	△	△	
10	【行政書士に委任して申請する場合】 ・委任状（申請人が申請内容を確認した署名があるもの）	任意様式	△	△	
11	【申請地に抵当権等が設定されている場合】 ・抵当権が設定されていることに対して譲受人の同意書	任意様式	△	△	
12	【新規就農者の場合】 ・営農計画書	農業委員会／各振興局／HP	△	△	
13	【譲受人が未成年の場合】 ㊦ 耕作証明書（証明願に親権者と連署・印） ㊧ 戸籍謄本	㊦ 農業委員会 ㊧ 本籍地市町村の市民課	△	△	
14	農業者年金受給の有無（有の場合は事務局へご相談ください）				
15	贈与税、相続税、不動産取得税の納税猶予を受けている農地の有無（有の場合は事務局へご相談ください）				

※土地所有者が死亡している場合、原則として相続登記が完了してから申請してください。

※その他書類が必要な場合がありますので、詳しくは事務局までお尋ねください。

※申請の締切日は毎月20日頃としていますが、事務局でご確認ください。申請の許可は、通常、翌月総会日後になります。

※ 議案発送日（毎月1日）までに、地元農業委員に申請状況の説明をしておいてください。

真庭市農業委員会事務局
 真庭市久世2927-2
 TEL 0867-42-1676
 FAX 0867-42-3907